

高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業 委託業務に係る審査基準

I 審査方法

文部科学省大臣官房国際課が設置する「高度外国人材子弟の教育環境整備に係る調査研究事業」委託業務審査委員会において、書類選考を実施する。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。各審査委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

原則として最も評価点の高い者から順番に予算規模の範囲内において採択するものとする。

なお、公募要領6. に示す採択件数（3件程度）は公募時点の予定件数であり、応募状況等を踏まえ、適当であると委員会において認められた場合には、採択件数を変更する。

複数の企画提案の評価点が同点となった場合は、評価項目のうち1②の評価点が高い者を優先し採択するものとする。上記の方法をもって採択案件を決定できない場合には、委員会で議論し、委員会の総意として優劣を決定する。

ただし、複数の企画提案の内容について、類似すると委員会において認められた場合には、取組内容の多様性を確保する観点から、それらのうち最も評価点の高い者のみを採択することがある。

IV 評価項目

1. 取組内容に関する評価

- ① 事業の趣旨、目的を踏まえた、具体的な計画となっていること。
- ② 所在自治体における高度外国人材及びその子弟の受入れに係る現状や課題が適切に分析されており、これを踏まえた有効かつ妥当な取組が提案されていること。
- ③ 取組の対象や内容、実施時期、方法等が具体的かつ実現可能なものであること。
- ④ 作成する各種マニュアルや成果報告書等の構成、まとめ方の案が具体的に記載されており、他地域への横展開を可能とする内容となっていること。
- ⑤ 予定している成果について、適切な評価指標が提案されており、実現可能かつ妥当な測定方法が示されていること。
- ⑥ 取組状況や成果について、各団体のウェブサイトへの掲載や公開イベントの開催等に

より、提案者が主体的に情報発信に努める内容となっていること。

- ⑦ 事業の主要な業務を提案者が実施する計画となっていて、再委託先等に任せ過ぎていないこと。
- ⑧ 不要な経費が計画に入っておらず、経費の設定が妥当であること。

2. 取組の実施体制に関する評価

- ① 取組に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ③ 外国人子弟の教育や外国人材の受入れ・共生について知見や実績を有していること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理及び精算を適正に行う経理体制を有していること。

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

IV 評価項目について、それぞれ以下の5段階評価にて採点を行う。

評価項目	点数配分 (合計 100点)	評価基準				
		大変 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
1①	10	10	7	5	3	1
1②	15	15	10	6	3	1
1③	10	10	7	5	3	1
1④	10	10	7	5	3	1
1⑤	5	5	4	3	2	1
1⑥	5	5	4	3	2	1
1⑦	5	5	4	3	2	1
1⑧	5	5	4	3	2	1
2①	5	5	4	3	2	1
2②	10	10	7	5	3	1
2③	10	10	7	5	3	1
2④	5	5	4	3	2	1

3	5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）：2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）：3点 ・認定段階3：4点 ・プラチナえるぼし認定企業：5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））：1点 <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定）：2点 ・トライくるみん認定：3点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））：3点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定）：3点 ・プラチナくるみん認定：5点 <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユースエール認定：4点 <p>○上記に該当する認定等を有しない：0点</p>
---	---	--

参考：評価項目と提出資料の対応について

1①	企画提案書 全体
1②	企画提案書「所在地域における高度外国人材子弟の受入れの現状及び課題」「上記に関連する政府または所在自治体の方針、計画等の記載」「本事業における取組内容」
1③	企画提案書「本事業における取組内容」、「取組を効果的・効率的に実施するための工夫」、「取組の年次計画」、「令和6年度の取組」
1④	企画提案書「取組実施に伴うアウトプット（成果物）のイメージ」
1⑤	企画提案書「取組によって達成する成果及び測定指標」
1⑥	企画提案書「本事業における取組内容」、「取組を効果的・効率的に実施するための工夫」、「取組の年次計画」、「令和6年度の取組」
1⑦	企画提案書「再委託について」

1⑧	企画提案書「事業に要する経費見積書の概要」
2①	企画提案書「事業実施体制」
2②	企画提案書「責任者及び事務担当者」、「事業実施体制」
2③	企画提案書「基本情報」、「外国人子弟の教育や外国人材の受入れ・共生に関する提案者の知見」、「学校運営や教育内容に係る国際認証等」、「この業務に関連して補助金等を受けた実績」、学校運営や教育内容に係る国際認証等の写し
2④	企画提案書「責任者及び事務担当者」、「事業実施体制」、財務状況がわかる資料
3	「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等の写し